

12月は「合同滞納整理強化月間」です

市税は、まちづくりを支える大切な財源です。市では、納付期限内に納付した人との公平性を保ち、滞納の解消を図るために、和歌山県、和歌山地方税回収機構と合同で12月を「滞納整理強化月間」として、滞納者の財産（給与・不動産など）の差し押さえを集中的に行うなど、滞納整理の強化に取り組みます。

まだ納付していない人は、至急、金融機関または納税課で納付してください。また、事情があり一時的に納付できない人は、未納のまま放置することなく納税課までご相談ください。

【納税課】



市税は納付期限内に納付しましょう

市税は、自主的に納付期限内に納付することが原則です。納付期限までに市税を納付しない場合、督促状が送付され、本税に加えて督促手数料と延滞金を合わせて納付していただくこととなります。

滞納を放置しておく滞納処分の対象となります

市では、納付期限内に納付している人との公正・公平性を保つため、督促や催告により納付を促しても納付がない人に対し、地方税法などに基づいて給与、預貯金、動産、不動産などの差し押さえを行い、延滞金を含めた滞納税額を強制的に徴収します。

納められない事情のある人はご相談ください

病気や失業、事業の経営不振など、やむを得ない理由で一時的に市税を各納付期限内に納付することが困難な人は、滞納を放置することなく、ご相談ください。生活状況など事情を伺ったうえで、徴収を猶予できる場合があります。納税課では毎月第4日曜日と第4水曜日に休日・夜間の納付・納税相談窓口を設けていますので、ご利用ください。

なお、今月の休日・夜間の相談日時は、
12月23日(日) 午前8時30分～午後5時と
12月26日(水) 午後5時15分～8時です。

●問い合わせ 納税課 ☎33-6109

税金の滞納に関する Q & A

Q 市税を納め忘れて納付期限が過ぎてしまいました。このまま放置するとどうなりますか。

A 納付期限までに納税がない場合、督促状の送付に係る督促手数料と、納付期限の翌日から完納までの期日の日数に応じて計算した延滞金を本税に加算して納付していただきます。滞納したままであれば、滞納処分を行うことになります。

Q 納付したのに督促状が送られてきました。なぜですか。

A 納付の確認には、金融機関などで納付された後、ある程度の日数を要するため、行き違いになったものと思われます。ご了承ください。

Q 市税を納付期限までに納められない場合、どうすればいいですか。

A 納付期限までに納められない場合は、事前に連絡してください。今後の納付計画の相談をお受けします。

なお、連絡がない場合、どのような事情で納付できないのか分からないため、滞納処分の対象となります。

Q 差し押さえのために勝手に財産を調査するのはプライバシーの侵害ではないのですか。

A 税金を滞納した場合、地方税法や国税徴収法に基づき滞納処分を行うために財産調査の権限が発生します。これにより、勤務先や金融機関などに対し財産調査を行います。この財産調査は個人情報保護法には抵触しません。

Q 事前連絡や承諾なしに、財産を差し押さえることは許されるのですか。

A 法律では、納付期限が過ぎた後、督促状を送って10日を経過した日までに完納されない場合は、財産の差し押さえをしなければならないとしています。この場合、本人に対して、事前の連絡やその承諾は必要ありません。

Q 納税について相談したいのですが、平日は仕事などで忙しくて、市役所に行けません。

A 納税課では、毎月第4日曜日の午前8時30分から午後5時まで、第4水曜日の午後5時15分から8時まで、休日・夜間の納付・納税相談窓口を設けています。また、電話でも納税相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。

市民税・県民税の主な税制改正について

平成30年中の所得に対して、平成31年度から適用される市民税・県民税の主な税制改正についてお知らせします。

【税務課】



平成31年度（平成30年中の所得）から適用される主な税制改正

●配偶者控除の見直し

平成30年度課税までは、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が38万円以下の場合、納税義務者の所得に関わらず一律33万円（配偶者が70歳以上の場合38万円）の配偶者控除の適用を受けられましたが、平成31年度課税からは納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除の適用を受けることができなくなりました。



また、納税義務者の合計所得金額に応じて、下記のとおり控除額が見直されました。

●平成31年度からの配偶者控除の控除額

区分	納税義務者の合計所得額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円	適用なし
老人控除対象配偶者（70歳以上）	38万円	26万円	13万円	

●配偶者特別控除の見直し

平成30年度課税までは、配偶者特別控除の適用を受けられる配偶者の前年の合計所得金額の上限が76万円未満でしたが、平成31年度課税からは合計所得金額が123万円以下に拡充されました。

また、納税義務者の合計所得金額に応じて、下記のとおり控除額が見直されました。

●平成31年度からの配偶者特別控除の控除額

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
38万円超90万円以下	33万円	22万円	11万円	適用なし
90万円超95万円以下	31万円	21万円	11万円	
95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円	
100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円	
105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円	
110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円	
115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円	
120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円	
123万円超	適用なし			

